

## 会 議 録

会議の名称	第 14 回 飯塚市都市計画審議会
開催日時	平成 26 年 7 月 22 日 (火) 13 : 30~14 : 40
開催場所	飯塚市立岩公民館 4 階 大研修室
出席委員	依田委員、岡松委員、荒川委員、深町委員、平山委員、松延委員、田中委員、森山委員、佐藤委員、山田委員、笹川委員、小村委員、多田委員、中村委員
欠席委員	横山委員、靄委員
事務局職員	鬼丸都市建設部次長、安藤都市計画課長、林都市計画課長補佐、高林計画指導係長、大井公園街路係長、都市計画課職員 垣内、原、永尾、村井
	<p><b>開会</b> <b>事務局</b></p> <p>定刻となりましたので、ただいまから平成 26 年第 14 回飯塚市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>私は本日の進行役を務めさせていただきます、都市計画課課長補佐の林でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日は、昨年 5 月 31 日付けでの前都市計画審議会の任期満了に伴い、改めて審議会委員としてご承諾いただきました委員各位に対し、初めて開催する審議会でございますので、開会に先立ちまして、任命書の交付式を執り行いたいと思います。</p> <p>なお、昨年は、都市計画決定案件等がございませんでしたので、審議会を開催しておりません。そのため、任命書の交付日につきましては、前都市計画審議会の任期満了日の翌日であります平成 25 年 6 月 1 日としております。また、今年度から委員をご承諾いただいた方につきましては、平成 26 年 6 月 1 日とさせていただきます。</p> <p>つきましては、委員の皆様には、任命書の交付が大変おそくなりましたことをお詫び申し上げますとともに、何卒ご了承下さいますよう、お願ひ申し上げます。</p> <p><b>任命書交付式</b> <b>事務局</b></p> <p>それでは、任期満了に伴う審議会委員の改選を行いましたので、16 名の方々に委員を任命いたします。</p> <p>なお、本日、齊藤市長より任命書を交付させていただく予定でしたが、急遽他の公務が入りましたので、齊藤市長に代わりまして田中副市長より任命書を交付させていただきますことを、ご了承お願ひいたしま</p>

す。

それでは、田中副市長、演台のほうにお願いいたします。

委員を代表しまして、依田 浩敏様に任命書の交付を受けていただきますので、依田様は前のほうにお願いいたします。

#### 田中副市長

依田浩敏 様 飯塚市都市計画審議会委員を任命します。任期は平成27年5月31日までの間とします。平成25年6月1日 飯塚市長 齊藤守史

#### 事務局

依田様ありがとうございました。ご着席ください。

なお、他の委員におかれましては、お手元の封筒に任命書を入れておりますので、よろしくお願いいたします。

#### 副市長あいさつ

#### 事務局

続きまして、田中副市長より市長あいさつを申し上げます。

副市長よろしく申し上げます。

#### 田中副市長

あらためまして、皆様こんにちは。只今、司会の方から申し上げましたとおり、齊藤市長が、他公務のために出席がかないません。変わりにまして、齊藤市長よりメッセージを預ってまいりましたので、私の方で代読をさせていただきます。

飯塚市都市計画審議会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃から市政全般にわたり、ご理解とご協力をいただいておりますことに対しまして、深く感謝を申し上げますとともに、本日は出席が叶わず心よりお詫び申し上げます。

また、皆様には、飯塚市都市計画審議会委員への就任を快くお引き受けいただいておりますことに対し、重ねてお礼申し上げます。

さて、近年、少子高齢・人口減少社会の到来や行政ニーズの多様化などを背景として、自治体間競争、都市間競争が激化するなど大きな変革の時代となっております。

このような中、秩序ある土地利用を促進すると同時に、魅力あるまちづくりを進めていく上で、この都市計画に関する業務は大変重要な役割を担っております。

これまで、本審議会におかれましては、市政の重要施策の意思決定にかかわる「調査・審議」を行う専門機関として、平成22年4月に策定いたしました「飯塚市都市計画マスタープラン」をはじめ、将来の飯塚市の土

土地利用の在り方を左右する様々な重要施策を審議していただいております。

委員の皆様には、今後とも大変ご苦勞をおかけすると思いますが、各専門分野の幅広い経験と知識を活かして審議を深めていただき、本市のさらなる発展のため、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、皆様方の今後益々のご活躍とご健勝を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。平成 26 年 7 月 22 日 飯塚市長 齊藤 守史 代読

どうぞ、よろしく願いいたします。

#### 事務局

以上で任命書の交付を終了いたします。

なお、田中副市長はこのあと公務のため、ここで退席させていただきます。

#### 会議の成立・配付資料の確認・委員紹介・事務局照会

#### 事務局

それでは、本日の議事事項に入ります前に、マイク等の設営を致しますので、しばらくお待ちください。

お待たせいたしました。審議会を再開させていただきます。ここからは、座って議事を進めさせていただきます。

まず、本審議会の成立につきまして、ご報告いたします。

本日の審議会は、委員 16 名中、過半数以上の 14 名の方にご出席いただいておりますので、飯塚市都市計画審議会条例第 7 条第 3 項の規定により、本審議会が成立しておりますことを、ご報告いたします。

ここで、本日の会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

事前に配布させていただきました資料としまして、まず、A4 版縦の「第 14 回 飯塚市都市計画審議会」と記載しております次第書、次に、こちらにも A4 版縦の「飯塚市都市計画審議会委員名簿」、次に、A3 版横、右上に資料 1 と記載しております「議案第 2 号 飯塚市に設置する一般廃棄物処理施設の敷地の位置について」と書かれました資料、同じく、A3 版横右上に資料 2 と記載しております「報告第 1 号 都市計画公園の見直しについて」と書かれました資料、同じく資料 3 と表紙に記載しております「報告第 2 号 都市下水路の決定について」と書かれました資料、以上の資料となっております。

また、本日使用予定はございませんが、参考資料としまして本市の都市の将来像を示す飯塚市都市計画マスタープランの概要版をお配りさせていただきます。

以上が配布資料となっております。ご確認ください。よろしいでしょう

か。

それでは、議事に移ります前に、次第書には記載しておりませんが改選後初めての審議会ですので、各委員のご紹介をさせていただきます。

お名前を呼ばれた委員におかれましては恐れ入りますが、その場で結構ですので、一言ご挨拶をお願いいたします。

まず、学識経験者の方から順番にご紹介させていただきます。

近畿大学産業理工学部 建築・デザイン学科 教授の依田 浩敏 委員です。

(あいさつ)

飯塚商工会議所 事務局長の 岡松 明人 委員です。

(あいさつ)

飯塚男女共同参画推進ネットワーク 役員の 荒川 文江 委員です。

(あいさつ)

飯塚市農業委員会 副会長の 深町 義則 委員です。

(あいさつ)

次に市議会より

飯塚市議会議員の 平山 悟 委員です。

(あいさつ)

同じく飯塚市議会議員の 松延 隆俊 委員です。

(あいさつ)

同じく飯塚市議会議員の 田中 裕二 委員です。

(あいさつ)

同じく飯塚市議会議員の 森山 元昭 委員です。

次に関係行政機関より、

飯塚警察署 交通課長の 佐藤 慎介 委員です。

(あいさつ)

福岡県飯塚県土整備事務所長 山田 好広 委員です。

(あいさつ)

福岡県飯塚農林事務所 農山村振興課長の 笹川 文彦 委員です。

(あいさつ)

続きまして、住民代表といたしまして

飯塚市自治連合会 会長の 小村 義高 委員です。

(あいさつ)

飯塚市自治連合会 理事の 多田 憲昭 委員です。

(あいさつ)

飯塚市自治連合会 理事の 中村 香代 委員です。

(あいさつ)

なお、飯塚商工会 会長の横山 敏弘 委員、国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所 所長の靄 敏信 委員につきましては、本日、所要

のため事前に欠席するとのご連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

次に、事務局を紹介させていただきます。都市建設部次長の鬼丸です。

(あいさつ)

都市計画課課長の安藤です。

(あいさつ)

再度になりますが、私は都市計画課課長補佐の林でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

同じく計画指導係長の高林です。

(あいさつ)

同じく公園街路係長の大井です。

(あいさつ)

それではここで事務局を代表しまして、都市建設部次長の鬼丸より、一言あいさつを申し上げます。

#### 鬼丸次長

皆様こんにちは。都市建設部次長の鬼丸でございます。本日はお忙しいなか、誠にありがとうございます。本来ならば、事務局を代表いたしまして、都市建設部長の菅より審議会委員の皆様へご挨拶を申し上げるべきところでございますが、本日は他の公務により出席することができませんので、代わって、私からご挨拶させていただくことを、ご了承お願いいたします。

本日は委員の皆様方におかれましては、公私ともにお忙しいなかご出席いただきまして、誠にありがとうございます。さきほど、市長あいさつで触れましたとおり、本都市計画審議会は、本市の今後の土地利用のあり方を審議する、重要な専門機関であります。本年度におきましても、本日の次第書にありますように、様々な「都市計画」をご検討していただくこととなります。今後につきましても機会ある度に、委員の皆様方にお諮りしながら、その方針を決定していきたいと考えておりますので、皆様方には、専門的な立場で、また市民の代表としての忌憚のないご意見を賜りたいと思います。以上、簡単で粗衣はございますが、私のあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございます。

#### 議事

##### 議案第1号議案（事務局）

それでは、本日の議事に入ります。

なお、議事録作成の関係上、ご発言される時は、挙手をしていただき、事務局がマイクをお持ちいたしますので、名前を述べられてから、ご発言をしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

「議案第1号 飯塚市都市計画審議会会長の互選について」審議をお願い

いしたいと思います。

本審議会の会長につきましては、今回が委員の改選後初めての審議会となっておりますので、選出していただきたいと思います。

なお、会長につきましては、飯塚市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、学識経験者の方のなかから決定することとなっております。どなたかご推薦等はありませんでしょうか。

#### 議案第1号の審議

##### 委員

会長につきましては、近畿大学産業理工学部の依田先生を推薦したいと思います。

依田先生におかれましては、近畿大学産業理工学部、建築・デザイン学科教授としてご活躍されておりますが、特に都市環境問題に造詣が深く、現在、本市の環境審議会委員としてもご尽力いただいております。

また都市計画分野につきましても、以前より本審議会の会長を歴任されており、総合的な都市問題に関する豊かな学識経験をお持ちでございます。

以上のことから、学識経験、実績においても本審議会の会長にふさわしいと思いますので、私は、近畿大学の依田先生をご推薦いたします。

##### 事務局

ただいま依田委員を会長にとのご推薦をいただきましたがいかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、依田委員を会長とすることに決定いたします。

以上で、議案第1号 飯塚市都市計画審議会会長の互選について終わります。

ここで依田会長には、議長席へ移動していただきまして、会長就任のあいさつ及び議事の進行をお願いいたします。

##### 議長（会長）

皆様こんにちは、ただいま、ご推薦を受けました近畿大学の依田でございます。この飯塚市都市計画審議会の会長として重責でありますけれども、責務をはたして行きたいと思っております。委員の皆様のご協力をどうぞよろしくをお願いいたします。

すいません。それでは座ったままで次第に沿って、議事を進行してまいりたいと思っております。

それでは、「議案第2号 飯塚市に設置する一般廃棄物処理施設の敷地の位置について」と言うことで、事務局より説明をお願いします。

議案第 2 号（都市計画課：安藤課長）

はい。都市計画課 課長の安藤でございます。座って説明をさせていただきます。

右上に資料 1 と書かれました資料の 1 ページをお開きください。

まず初めに、本件に関係します法律の概要、考え方と、今回の申請内容等につきましてご説明いたします。

なお、本日の審議事項の観点といたしましては、本審議会では廃棄物の処理方法等が適正に行われるか否かの観点ではなく、本件の位置が都市計画上支障がないと認められるかについて、ご審議をお願いするものでございます。

まず、建築基準法第 51 条ただし書きの許可の概要について、ご説明いたします。

建築基準法第 51 条では、簡単に言いますと、卸売市場やごみ焼却場、今回の一般廃棄物処理施設などにつきましては、都市に不可欠な重要な施設ではありますが、同時に周辺環境に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、本来は原則として都市計画法で定める「都市施設」として、その敷地が都市計画決定されているものでなければ建築できないと定められております。但し、例外的に公益性や広域性、恒久性が低い民間施設など、都市計画決定を行いがたいと判断され、周辺に及ぼす影響が比較的少ない場合等につきましては、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可すれば建築することができるという意味でございます。

今回のケースにつきましては、特定行政庁であります福岡県建築指導課が本審議会に付議依頼されており、本審議会承認され、その後の審査等で許可された場合に建築することができる事となるため、本日ご審議いただいている運びとなっております。以上が今回の審議における法的な流れについてのご説明となります。

続いて、今回の申請内容等についてご説明いたします。中段の表をご覧ください。本案件の申請者は有限会社日本ダストサービスでございます。敷地の位置は、飯塚市上三緒 1 番 47、1 番 49、1 番 52 でございます。敷地面積は 6,933.24 m<sup>2</sup>、建築面積は 2,114.46 m<sup>2</sup>、また、延べ床面積ですと 2,061.96 m<sup>2</sup>となっております。

都市計画法上の概要といたしましては、都市計画区域内の用途地域は無指定地域内でございます。建ぺい率 70 パーセント、容積率 200 パーセントとなっております。

今回の申請理由につきましては、ページ下段に記載しているところでございますが、現在も申請地におきまして、産業廃棄物処理業、産業廃棄物収集運搬業、ダンボール古紙の回収及びリサイクル等を営んでおります。日本ダストサービスが、同一敷地内において、新規に施設を建築するものではなく、産業廃棄物処理施設として操業しております既存の施設を一般

廃棄物処理施設としての利用するものでございます。

続きに、本件の位置についてご説明させていただきます。資料の2ページをお開きください。縮尺の関係上、多少見えづらく申し訳ございませんけれども、ページの右下、赤色で囲ってあります区域が、今回、お諮りする本件の位置でございます。その横には拡大図をお示ししております。本案件は本市の南東に位置します上三緒工業団地内でございます。嘉麻市との行政界に位置しております。現在、当該地内では申請者により、産業廃棄物処理業が営まれております。

次に3ページをお開きください。こちらは、周辺地域の建築物を用途別に色分けしました「建築物用途別現況図」でございます。この図は本件の周辺の建物の配置状況を建物の用途別に示すもので、距離の目安といたしましては、本件を中心とした半径300メートル及び500メートルの円が描かれてございます。また、ページ下段の凡例は建築物の用途を色分けして記載しております。半径300メートル以内の周辺状況でございますが、本市側につきましては本件が「上三緒工業団地」内に位置しており、より近いところにつきましては、黄色で示された住居用建築物以外の用途、特に工業用の建物が立地されている状況でございます。なお、範囲内の北側及び後藤寺線の線路を挟んだ西側、また、南側の嘉麻市側に住居用建築物の一団がございますが、当該地とは高低差等があり、また、立地状況がかなり異なっております。それを確認できる写真現況図、これを次ページに添付してございます。

次のページ、4ページをお開きください。中央の大きい写真、これは当該地を中心とした周辺状況の航空写真でございます。黄色で囲った範囲は上三緒工業団地の範囲を示してございます。マル付き数字及び矢印は、外側に配置しております写真の撮影位置を示したものでございます。北側の高低差が確認できる写真といたしまして1及び1'、西側の高低差が確認できる写真としまして2、南側の嘉麻市側の高低差が確認できる写真といたしましては3から3'でございます。写真の4、写真の4'につきましては、県道402号線との高低差が確認できる写真となっております。以上の写真からご確認できますように、当該地工業団地と周辺の土地とは高低差及び自然の雑草、かん木類等で分断されており、土地利用は物理的に一体性を有していない状況でございます。また、南側の嘉麻市側につきましても、高低差があるうえに、間に霊園が立地されていることが分るかと思えます。

次に5ページをお開きください。こちらの方は本件の配置図でございます。一般廃棄物処理が行われる建物は、既存建築物4棟のうち赤で着色しましたA棟とB棟の2棟でございます。東側のA棟は建築面積873.33㎡、延べ床面積862.63㎡の地上1階の鉄骨造で、機械設備として圧縮梱包機を備えてございます。西側のB棟につきましては建築面積、延べ床面積ともに961.39㎡の地上1階の鉄骨造で、機械設備として選別機を備えてご



ざいます。

続きまして運搬車両の搬入搬出ルートにつきまして、上三緒工業団地の東側に位置します県道 402 号飯塚山田線から団地内道路でございます市道上三緒工業団地 1 号線の運搬路を行う計画でございます。遅れましたがこれは、6 ページをお開きいただきまして、ご確認をお願いしたいと思います。搬入搬出路の経路でございます。実際の交通量の予測につきましては、凡例に記載しておりますとおり一般廃棄物の搬入には主に 4 トン車が用いられることが多いと考えられ、この場合、現在より 1 日あたり往復 50 台程度の交通量の増加が見込まれており、現在の操業状態から比べると約 11 パーセント程度の増加見込みとなっております。警察協議によりますと、交通量への影響、渋滞、騒音や振動等、周辺的生活環境には特段の支障はないものとの見解がでておるところでございます。

配布資料の説明につきましては以上でございますが、最後に近隣住民への周知状況についてご報告いたします。平成 26 年 3 月下旬に、申請者が地元説明会の開催についての事前相談として、地元自治会でございます上三緒第 4 自治会長への訪問を行っております。その際、自治会長からの回答は「本件については自治会長として異議はなく、また、住民への説明は不要とのこと」でございます。なお、特段の異議がなかった理由につきましては「現在の操業において施設や事業者そのものに関して地元住民より苦情が入った事がないこと」また「騒音や振動等の対策も行われている既存施設での操業によるものであること」また「当該施設は上三緒工業団地に有り、工業団地は地元住民の住宅、または住宅街からは離れた立地となっており公害の心配はないこと」であったとのことでございます。

以上「議案第 2 号 飯塚市に設置する一般廃棄物処理施設の敷地の位置について」の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

#### 議長（会長）

はい。どうもありがとうございました。ただいま、議案第 2 号について説明をしていただきました。これより、議案に対する審議にうつりたいと思います。

#### 議案第 2 号の審議

議案第 2 号についてご質問、ご意見がございましたら、委員の皆様からお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

（特になし）

特にないでしょうか。

はい。それでは、ご意見、ご質問はないようですので、議案第 2 号について、「飯塚市に設置する一般廃棄物処理施設の敷地の位置について」、これについては敷地の位置が都市計画上、支障がないということで認めるこ

ととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議がないようですので、「原案どおり承認」といたします。  
議案事項については以上となりますが、次に報告事項がございます。

**議長（会長）**

次に報告事項としまして、今回、2件の報告事項がありますので、まず、「報告第1号 都市計画公園の見直しについて」こちらから、事務局より説明をお願いしたいと思います。

**報告第1号（都市計画課：安藤課長）**

はい。「報告第1号 都市計画公園の見直しについて」ご説明をいたします。

右上に資料2と書かれました、資料の1ページをご覧ください。こちらは都市計画用途地域図に当該地の箇所をお示しました位置図でございます。今回ご報告します対象公園は4件でございます。資料右下の拡大図に記載しております「新飯塚駅前健幸交流広場」及び「立石公園」、「立石北公園」と資料左上の「笠城ダム公園」になります。それでは、まず、新飯塚駅前健幸交流広場の整備に伴う都市計画公園の変更手続きについて、ご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。新飯塚駅前健幸交流広場は平成25年度に中心市街地活性化事業を活用し整備を行い、平成26年4月に供用開始されております。本市の玄関口でありますJR新飯塚駅に隣接しました未利用地を活用しまして、老朽化した駐輪場の更新や「健幸」をコンセプトとした広場を複合的に整備することにより街なか誘導を促進するとともに、まちの魅力を高め交流人口及び定住人口の増加に繋げるため、駐輪場の更新とあわせ当該健幸交流広場の整備を一体的に行ったものであります。現在では、休養・休息の場、子どもの健全な育成の場、更には地域のコミュニティ活動の場といたしまして、周辺住民はもとより、JR新飯塚駅の利用者や学生など、多くの方が利用されております。その一方で周辺では都市計画決定された立石公園、また立石北公園が長期未着手のままとなっており、いずれの公園も未整備の状態であります。立石公園の都市計画決定区域は現在の立岩公民館の駐車場と立石遊園を含む範囲となっており、現状では都市公園として整備するには困難な状況であります。また、立石北公園の都市計画決定区域は国道201号に隣接した市役所駐車場であります。こちらも都市公園として整備を行うには困難な状況であります。本市におけます総合的な緑化に関する計画的な推進を図るための指針として策定しました「飯塚市緑の基本計画」では、現在、未整備となっている都市公園について、地域ニーズに応じた公園の整備・改善策としまし

て、公園の配置バランスを検討し、適正な公園配置を図り、市民意向と公園の充足度等に十分配慮し、均衡ある都市公園の整備を計画的に進めることを課題としております。本計画を基に、都市公園の適正な配置を考慮した結果、現在未整備となっており、今後も都市公園として整備が困難であります立石公園及び立石北公園の都市計画決定を廃止し、新飯塚駅健幸交流広場を新たに都市公園とすることによりまして、本市の玄関口である新飯塚駅を活かし、賑わいや拠点性の感じられる景観の創出や活力のあるまちづくりに大いに寄与するものでございます。なお、現在の立岩公民館に隣接する立石遊園はそのまま公園として存続する意向でございます。今後は関係部署と協議をおこないながら、都市計画公園の変更の手続きを進めていく予定でございます。

続きまして、資料の3ページをご覧ください。笠城ダム公園の区域拡大に伴う都市計画公園の変更手続きについて、ご説明いたします。笠城ダム公園は昭和37年に都市計画決定された都市公園でございます。都心部より離れた笠置山の南麓に位置し、周辺の自然景観をそのまま採用し、ため池を囲む遊歩道等も整備され、多くの市民に親しまれている公園であります。今回、都市計画決定の区域を拡大する範囲につきましては、緑色でお示ししております0.52haですね。5,200㎡でございますが、この範囲は笠城ダム公園敷地の代替地取得を目的といたしまして、飯塚市土地開発公社が平成9年5月に取得した土地でございます。当敷地は笠城ダム公園に隣接しており既に立木が植栽され緑地化しておるところでございます。先程もご説明しました「飯塚市緑の基本計画」では、将来像として「美しい水と緑のオアシス飯塚」の実現を基本目標としており、豊かな自然を有する森林、水辺、農地を保全し、また既存の公園を有効活用し、効率的・効果的な公園づくりを進めることが課題となっております。当敷地を笠城ダム公園の敷地として区域を拡大し、都市公園の区域とすることで一体的な管理をおこない、豊かな自然を有する森林、水辺を保全し市民や地域とともに水、緑豊かなまちづくりに大いに寄与するものでございます。今後は関係部署と協議をおこないながら、区域拡大に伴う都市計画公園の変更手続きを進めていく予定でございます。最後に、只今ご説明しました都市計画公園の都市計画決定の手続きに関する今後のスケジュールにつきましては、本年度9月に市民説明会及び原案の閲覧をおこない、10月に開催予定であります本審議会において、手続きの状況報告をおこなう予定でございます。その後、11月には計画案の縦覧を行いまして、12月に開催予定の本審議会において付議をおこない、了承いただけましたら福岡県都市計画課と協議を整え、来年の平成27年3月に都市計画決定の告示を行う予定でございます。

以上で、都市計画公園の見直しについて、ご説明を終わります。

議長（会長）

はい。どうもありがとうございました。以上、報告事項の説明が終わりましたが、この件に関しまして、ご質問やご意見がありましたら、委員の皆様からお願いします。

**委員**

少しアドバイスと言いますか、質問があります。まず1つ目はこの新飯塚駅前健幸交流広場、それと廃止される予定のそれぞれの公園の都市計画決定上の種別です。何の種別になるのかと、後で出てきました笠城ダム公園の種別が何かをお聞きしたいと思います。その上で、多分、想像で申し訳ないのですが、最初の新飯塚駅前健幸交流広場は多分、街区公園と思います。街区公園であれば当然のことながら、都市計画決定上ですけれども、配置がさっき大切だっという話をされましたが、そのとおりでございます。街区公園であれば250メートル圏域に1つというなかたちで都市計画決定と言いますが、このような街区公園が配置されるということが基本的な事項でございますので、これから都市計画決定の手続きを進める上では、それぞれの公園がこれは何の公園なのかしっかり明示され、さきほど配置図をしっかりと、例えば、誘致圏と言いますか、その配置上もしっかり250メートル圏域でしっかりとした都市計画に則ってやっているというのをしっかりと示された方がいいのではないかと思います。あとはストーリー上のお話で、今の説明では新飯塚駅前健幸交流広場ができあがったので、他の公園をついでに廃止するように、どうしても聞こえてしまいます。普通であれば、作る前に今まで整理が難しかったことを統一しますというのが、本当のストーリーではないかと思っていますので、そのあたりはよくストーリーを吟味されたらどうかと思います。以上でございます。

**議長（会長）**

はい。どうもご助言ありがとうございます。  
事務局お願いします。

**都市計画課 安藤課長**

はい。貴重なご意見ありがとうございます。種別につきましては、ご指摘のとおり、立石北公園、立石公園ともに、街区公園でございます。廃止する公園、こちらに変わって、ご指摘の新飯塚駅前健幸交流広場も街区公園という位置づけにしております。それから、笠城ダム公園については、総合公園というような種別となっております。

**議長（会長）**

よろしいでしょうか。ほかにご意見・ご質問ないでしょうか。

**委員**

さきほど、笠城ダム公園の追加面積 0.52ha について、取得されたのは平成 10 年 5 月と言われましたけど、間違いないですか。

都市計画課 安藤課長

取得しましたのは、平成 9 年 5 月です。

委員

平成 9 年 5 月ですか、失礼しました。今は平成 26 年です。あまりにも時間的に経ち過ぎているかと思うのですが、この理由がありましたら教えてください。お願いします。

議長（会長）

事務局いかかですか。

都市計画課 安藤課長

はい。取得後、14～15 年経っております。ご指摘のように、当時、笠城ダム公園の一部が県道の鯉田中線の拡幅に伴いまして、区域がいくらか買収されまして減少しました。その関係で区域を含めまして、周辺の区域を編入する区域を拡大するというので、その後に、当時、土地開発公社によって取得したところがございますが、これを編入する手続きが遅れた事情につきましては、当時、タイミング的なものもございまして、そこをあらためて整備する計画というのを単に緑化の区域の編入ということではなくて、また何か他の用途的に利用ができないかということも含めましていろいろと検討しておりましたけれども、周辺部の緑化の区域ということで今回その手続きを踏んでいることでございます。

議長（会長）

よろしいでしょうか。ほかにご意見・ご質問ないでしょうか。

委員

立石公園関係の廃止ということで、若干、さきほど他の委員の方からもいろいろ話がありましたけれども、私としての考え方は、あまりにも都心部の中で交差点の真横、またこの建物の敷地の裏、公園として適正なのか、そちらの方面から廃止の方向性を理論付けされたらどうでしょうか。また、新設公園の面積等を合算してみますと、若干、あらたな新飯塚駅前健康交流広場と代替えますと、面積は増えているような状況にあるので、なぜ、廃止する必要があるのか、整理されたらいかかですか。多分、私は交差点の横で子どもが遊ぶということは事故の問題とか、極端にいうとフェンスを囲まないと子どもが飛び出すとかという課題があり、公園としてやはりこの時代では適切ではないという感覚を持っております。私として

は、そちらの方で検討していただければと思っております。

**議長（会長）**

事務局いかがでしょうか。

**都市計画課 安藤課長**

はい。ありがとうございます。ご指摘のように、立石北公園は庁舎の向かい側にあります。現在、市役所の駐車場敷きとして利用しております。交差点の横に位置しているところでございます。ご指摘のように、子どもたち等が遊ぶような整備を行うには、ちょっと不向きなところもございまして、今回、都市計画決定はしてございましたけれども、それに代わる近隣に、今回、新しく新飯塚駅前健幸交流広場という所で新設できますので、この際に整理しまして公園の廃止の手続きを行っているところでございます。また、立石公園の方は、一部、この建物の隣接しているところでございますけれども、一部、遊園として、小さな子どもたちが利用できるような公園としては整備してはおりますけれども、都市公園、街区公園としての整備というのも、今のところ計画は未整備のままです。将来の計画も現在のところ立っていない状況でございまして、現状の遊園につきましてはそのまま存続させる意向ではございますけれども、この全体の区域としての、都市公園としての計画決定をこの際、整理したいと事務局の方では考えております。

**議長（会長）**

はい。どうもありがとうございます。ほかにご意見・ご質問ないでしょうか。

（ありません）

**議長（会長）**

はい。それでは他にご意見もないようですので、次の報告事項に移りたいと思います。「第2号 都市下水路の決定について」ということで、こちらの方、事務局より説明をお願いします。

**報告第2号（都市計画課：安藤課長）**

それでは、「報告第2号 都市下水路の決定について」ご説明いたします。

右上に資料3と書かれました、資料の1ページをお願いします。

本案件につきましては、現在、県決定として都市計画決定しております「明星寺川流域下水道」を廃止し、市決定となる「潤野・枝国都市下水路」として、あらためて計画決定行うものであります。

計画決定の概要につきましては、黄土色で着色しております「計画排水

区域 110 h a)、また、案件 1 と表示しております「明星寺川調整池」、案件 2 と表示しています「潤野・枝国雨水幹線」で、いずれも現計画決定している「明星寺川流域下水道」計画と変わるものではありません。

今回の都市計画決定に至る理由と経緯につきまして、簡単にご説明いたします。

潤野地区及び枝国地区は旧来より浸水地区であったことから、平成 13 年度より旧飯塚市と旧穂波町が協働して「都市下水路事業」により浸水対策を進めておりましたが、平成 15 年 7 月 19 日に発生しました集中豪雨により、飯塚市中心市街地及び潤野・枝国地区をはじめ未曾有の浸水被害が発生し、甚大な被害に見舞われました。

被災後に発足しました国・県・旧飯塚市・旧穂波町による 7.19 浸水対策連絡協議会遠賀川部会で検討を重ね、明星寺川流域全体の更なる治水安全度の向上を図るため、平成 17 年の下水道法の一部改正に伴い、広域的、2 以上の市町村の区域にまたがります雨水排除を目的とした「雨水流域下水道」が創設されたことを契機に、当時、実施中でありました「潤野・枝国都市下水路」を活用しまして、2 つの行政区にまたがる総合的な浸水対策として、福岡県が実施主体となります「明星寺川流域下水道」に拡充する計画決定を平成 17 年に行い、現在まで整備を進めていただいているところでございます。しかし、本来でありますれば平成 18 年の合併により「流域下水道事業」としての整備が出来なくなるものを、現在までは合併特例法によりまして引き続き平成 26 年度、平成 27 年 3 月まで流域下水道事業として実施いただいていた訳でございまして、本年度末でこの「流域下水道」としての事業及びそれに伴う都市計画決定が廃止となるため、それまでに本市の都市下水路といたしまして、都市計画決定を行うものとなった訳でございます。

今後のスケジュールでございしますが、先程、都市計画公園と同様のスケジュールにて関係機関と協議を重ねまして、来年初旬には都市計画決定を行う予定でございます。

なお、福岡県決定により廃止は 3 月となる見込みでございます。以上で、報告第 2 号のご説明を終わります。

#### 議長（会長）

はい。どうもありがとうございました。只今、説明が終わりましたけれども、この報告第 2 号につきましてご質問やご意見がございましたら、委員の皆様からお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

#### 委員

内容についてはいいのですが、今説明を聞いても現場を見ないと、この資料では、なかなか皆さんお分かりではないかと思えます。本日は 1 回目ですが、できましたら、次からはある程度、現場を見せていただかないと。

たいへん失礼ですけど、委員の皆さんお分かりですか。大きな都市ですので、今後はそのところも踏まえたなかで、現場を見てからそれから審議をするというかたちをとっていただきたいと思っております。以上です。

**議長（会長）**

はい。わかりました。只今の提案についてですが。

**都市計画課：安藤課長**

はい。よろしいですか。事務局といたしましては、委員の皆様のご都合がつかましたら、現地視察のご要望がありましたら、その時間を設けさせていただきたいと思っております。

**委員**

都市計画公園の見直しについて、そのなかにおいても私は笠城ダム公園につきましてはよくわかります。笠城ダム公園については、田中 元飯塚市長が西日本一の公園を作ると言われてから、それからいろいろと公園のかたちが変わってきています。そのような歴史を踏まえながら、この都市計画というものもある程度、説明をしていただき、現地を見ながらしていただかないと、次々に出されてもなかなか分かりませんので、今度からそういうものがあれば、30分でも40分でもいいから時間を作って現地調査をして説明されたら、皆さん、それ以上にご理解できるのではないかという点をご提案させていただきます。以上です。

**議長（会長）**

ありがとうございます。ほかにご意見・ご質問ないでしょうか。

**委員**

現地を見るのも一つの方法だと思います。事務局の方は、現地を見ないでいい方法として、私が感じたのは、10日ぐらい前に本日の資料をいただきましたので、自分なりに見てきました。幾つか自分なりに、過去、係った部分もございましたので、なるほど、こういう計画かということも認識しておりますが、やはり、初めての方は審議する上においては、現地を確認することは大事なことであると思います。それで、余裕を持って資料を渡していただければ、委員はそれなりに、事前に自分たちの目でしっかり確認することは可能と思っております。今、事務局が言われたように全員の都合をつけて、現地視察を実施することは難しいと思います。現実としては、審議会だから心して出席しておりますけども、皆さんそれぞれの行事等があるので、もし、現地視察を実施するのであれば、かなり前に召集をかけていただくとか、審議会委員的な名目でかけていただく方法とか、検討していただければと思います。以上です。



**議長（会長）**

はい。ありがとうございます。それでは事務局どうぞ。

**都市計画課：安藤課長**

はい。貴重な意見をありがとうございます。今回、2号議案でかかっております、建築基準法第51条の但し書きにつきましては、本来の都市計画、飯塚市の都市計画決定の部分についての案件ではございませんけれども、本市の都市計画決定に至る経緯につきましては、公園のところで申し上げましたように、だいたい3回ほどの審議会の3回目で審議していただくようなかたちにスケジュール等で今後進めていきたいと思っております。まずは、今日報告いたしました原案の報告をいたしまして、2回目のなかで、手続き等の状況の説明、そして、3回目で議案として審議を最終的にしていただくような方向で進めてまいりたいと思います。それで、委員の皆様方のご要望が、時間的な現地の確認となりますと、時間とも少しはかかるとは思いますが、できるかぎりですね、委員の皆様のご要望におきまして、現地視察等も事務局としては、検討していきたいと思っております。

**議長（会長）**

はい。どうもありがとうございます。ほかにご意見・ご質問ないでしょうか。

**委員**

今、現地視察の件がでましたけども、やはり、現地視察で何を見るかということもあるかと思えます。全委員が行くのは日程的に無理な場合もありますので、できたら事務局の方が時間かかるとは思いますが、映像で説明をしていただくという方法もあるのではないかと思います。新飯塚駅前健康交流広場は、JRに乗っていると見えますが、具体的にどのような公園かを映像とかで映していただければ、全員で審議ができるのではないかと思いますので、映像を使う方法もご検討いただきたいと思えます。以上です。

**議長（会長）**

どうもありがとうございます。現地視察、映像も含めて、次回から検討をしていきたいと思えます。ほかにご意見・ご質問ないでしょうか。

**委員**

委員は選出されて出席しているわけです。今日、1時30分から審議があるのであれば、1時から1時30分から2時ぐらいまでかけて現地を見て、

それから審議をしても私はそれでいいと思います。あれでもない、これでもないと考えながらするよりも、そのようなかたちで審議をすることが必要だと思います。選ばれて審議会に来られているわけですから、一つそういうことも事務局には考えていただきたいし、現地を見ないであれこれ言っても、認識だけではなく、農業委員会と一緒に現場を見てやらないとだめだと思います。例えば、さきほどの産業廃棄物にしても別に問題ないだろうと思っていても、資料をみても機械などは写っていないし、ただここにありますよと言っても、現場とか機械とか建物を見せていただく必要があります。しかし、資料には載っていないし、載せなければならないと思います。環境問題は地域住民に対して問題がないということはわかりますけど、このような機械とわかるようなものを資料に載せていないのは、事務局の親切がたらないと思います。以上です。

議長（会長）

どうもありがとうございます。それでは事務局どうぞ。

都市計画課：安藤課長

はい。ありがとうございます。資料等につきましては、また、ご指摘のような映像によるものなのか、あらためて、現場、都市計画決定につきましては、今回の新飯塚駅前の健幸交流広場は、整備から整備後に都市計画決定という手続きになりましたが、本来的には未整備、整備前の公園にしても、街路等、都市計画道路等につきましても、さきに計画決定するものでございまして、現地の状況写真等も含めまして、資料の充実を図りたいと思っております。

議長（会長）

はい。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思っております。他によろしいでしょうか。

（ありません）

はい。それでは、以上を持ちまして、本日の議事、報告事項は全て終了しました。

本日はどうもお疲れ様でした。ありがとうございました。

閉会

事務局

本日は、熱心なご審議、誠にありがとうございました。

今後とも、市政発展のため、ご指導・ご鞭撻たまわりますようお願いいたします。

これを持ちまして、第14回飯塚市都市計画審議会を閉会いたします。

	本日はどうもありがとうございました。
会議資料	・第14回 飯塚市都市計画審議会 「資料1」「資料2」「資料3」
公開・非公開 の別	① 公開          2 一部公開          3 非公開 (傍聴者0人)
その他	